

各関係機関の長様  
病害虫防除推進員様

滋賀県病害虫防除所長

病害虫発生予察情報(特殊報第1号)について

このことについて、以下のとおり発表したので送付します。

令和7年度 病害虫発生予察特殊報第1号

令和7年(2025年)7月17日  
滋賀県

1. 病害虫名 クビアカツヤカミキリ *Aromia bungii*

2. 発生地域 長浜市

3. 発生経過

- (1) 令和7年7月中旬、長浜市のウメ園において、クビアカツヤカミキリと疑われる成虫が確認された(写真1)。
- (2) 滋賀県病害虫防除所において成虫の形態的特徴から同定した結果、本県では未発生のクビアカツヤカミキリであることを確認した。
- (3) 本種は、平成24年に国内で初めて発生が確認され、7月17日現在、本県を含め16都府県で確認されている。

4. 形態および生態

- (1) 成虫は体長2.5cm~4cmで6月~8月頃に見られる。体全体は黒く光沢があり、前胸背板(頭部の下部)は赤い。樹皮の隙間に産卵し、1匹の雌が1,000個以上の卵を産むこともある。
- (2) ウメ、モモ、スモモ、サクラなどの主にバラ科植物を加害する。
- (3) 幼虫期は基本的に2年間で木の内部を摂食することで、樹木を衰弱、枯死させる。この時、ひも状につながったフラス(幼虫の糞と木くずが混ざったもの)を排出する。また、幼虫の成長に従って樹木の株元に大量に排出する。

5. 防除対策\*

- (1) 成虫は、見つけしだいその場で捕殺する。本種は特定外来生物に指定されているため、生きたまま持ち運ぶことは禁止されている。
- (2) 幼虫は、フラスを排出口からかき出し、長い針金などを差し込んで刺殺する。
- (3) 樹内から発生する成虫の拡散を防ぐために、目合い4mm以下のネットなどを地際から2m程度の高さまで樹幹に巻き付ける。
- (4) 成虫の発生時期である6月~8月頃に化学合成殺虫剤を樹幹部に散布する。幼虫に対しては、フラスを排出口からかき出し、食入孔にスプレー剤を注入する。また、農薬の使用にあたっては、ラベルを確認し、農薬使用基準(使用時期・使用回数等)を遵守する。

\* : 詳細は病害虫防除所HP

(<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/yosatsu/yosatsuzyouhou/315695/>)をご確認ください。



写真1 ウメで確認されたクビアカツヤカミキリ成虫

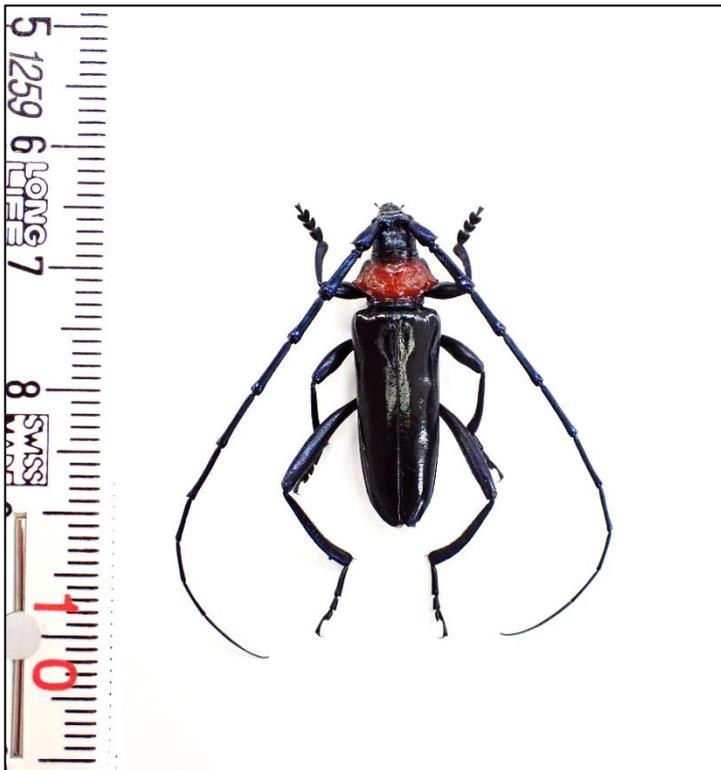


写真2 クビアカツヤカミキリ雄成虫

お問い合わせ先：滋賀県病虫害防除所  
TEL:0748-46-4926・6160 FAX:0748-46-5559  
Email:gc70@pref.shiga.lg.jp  
<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

## 農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、**農薬取締法違反で罰せられる可能性があります。**

### 1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
  - ・ 農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
  - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。  
また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物・劇物を販売している方は、毒物及び劇物取締法の規定を遵守してください。

### 2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
  - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
  - ・ 使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
  - ・ 希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
  - ・ 使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
  - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。  
（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
  - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。  
農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨ 農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩ 毒物・劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。